官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

目次

〔省　令〕
○特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令（環境一）　二
〔告　示〕
○総合特別区域計画の変更を認定した件（内閣府三、四）　二
○産業標準化法第七十一条の規定に基づき公示する件（経済産業三）　三
○鉱山保安確保事業費補助金交付規則を廃止する告示（同四）
○調整後温室効果ガス排出量を調整する方法の一部を改正する件（経済産業・環境一）
○不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者から登録証明事業の名称を変更する届出があった件（国土交通九）　六
○大阪湾海上交通センターが運用する神戸船舶通航信号所及び同センターが行う情報の提供等の方法に関する告示の一部を改正する告示（海上保安庁五）
○道路に関する件（中部地方整備局五）　七
○都市公園に関する件（近畿地方整備局五）
○都市公園の公開日時の変更の公表方法を変更する件（四国地方整備局一）
〔人事異動〕
内閣　内閣府　七
〔皇室事項〕　八
〔官庁報告〕
官庁事項
指定確認検査機関に対する監督命令に係る公示（国土交通省、関東地方整備局）　八
法務
刑事補償法による補償決定の公示（大阪高等裁判所）　八
文教
日本学士院会員候補者の推薦について（日本学士院）　九
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三一

省　令

○環境省令第一号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和五年法律第三十四号）の施行に伴い、並びに海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の二第一項第三号の規定に基づき、及び同法第四十八条第十一項を実施するため、特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十一日

環境大臣　伊藤信太郎

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令の一部を改正する省令

特定二酸化炭素ガスの海底下廃棄の許可等に関する省令（平成十九年環境省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第十一項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。 （指定海域内における届出を要しない行為） **第十八条**　法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業に係る行為 三～二十四　（略）	（身分を示す証明書） **第十三条**　法第十八条の八第一項の許可を受けた者への立入検査に係る法第四十八条第九項の証明書の様式は、廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令（平成十七年環境省令第二十八号）様式第九号のとおりとする。 （指定海域内における届出を要しない行為） **第十八条**　法第十九条の二第一項第三号の環境省令で定める行為は、次に掲げるものとする。 一　（略） 二　漁港漁場整備法（昭和二十五年法律第百三十七号）第二条に規定する漁港の管理及び同法第四条第一項に規定する漁港漁場整備事業に係る行為 三～二十四　（略）

附　則

この省令は、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、第十三条の改正規定は、公布の日から施行する。